

- 瀬戸地域の観光施設における1日当たりの入場見込み人数は約450人、民間企業（従業員30人以上）は1社（約90人）存在。
- 三崎地域の観光施設における1日当たりの入場見込み人数は約1,100人、民間企業（従業員30人以上）は2社（約100人）存在。

## 瀬戸地域の観光施設の状況

地域名	施設数	入場見込人数
瀬戸地域（足成、佐市以外）	11	447人

観光施設における入場見込人数：平成29年実績

※入場見込人数については、入場ピーク時（8月）における1日当たりの入場者数を基に算定

## 瀬戸地域の民間企業（従業員30人以上）の状況（詳細）

地域名	民間企業名	従業員数
瀬戸地域（足成、佐市以外）	朝日共販(株)	94人

企業名及び従業員数：総務省・経済産業省『平成24年経済センサス－活動調査』の調査票情報を基に現地確認を行った上で独自集計したもの

※従業員については、通勤に使用する自家用車、バスで避難

## 三崎地域の観光施設の状況

地域名	施設数	入場見込人数
三崎地域	6	1,116人

観光施設における入場見込人数：平成29年実績

※入場見込人数については、入場ピーク時（8月）における1日当たりの入場者数を基に算定

## 三崎地域の民間企業（従業員30人以上）の状況（詳細）

地域名	民間企業名	従業員数
三崎地域	西宇和農業協同組合三崎共選	59人
	西宇和（農協）三崎出張所	37人
合計（2社）		96人

※従業員については、通勤に使用する自家用車等で、一時集結所（三崎総合体育館）に移動

企業名及び従業員数：総務省・経済産業省『平成24年経済センサス－活動調査』の調査票情報を基に現地確認を行った上で独自集計したもの

- ▶ 全面緊急事態で瀬戸地域において必要となる輸送能力は、自家用車で避難できない住民、観光施設から避難する一時滞在者、合計約390人分：バス9台。
- ▶ 各事業所の従業員の避難方法については各事業所単位で周知（施設敷地緊急事態で、自家用車により帰宅）。

<瀬戸地域内で必要となる輸送能力>

	想定対象人数 <sup>※1</sup>	想定必要バス数	備考
自家用車で避難ができない住民	339人	8台	一時集結所にて乗車【資料P57】 1台当り46人程度の乗車を想定
観光施設から避難する一時滞在者	45人	1台	バス1台当り46人程度の乗車を想定 1日あたりの観光施設の入場見込み人数447人程度のうち、約9割が自家用車や観光バスで来場する想定で、その1割を想定対象人数として算入。【資料P81】
<b>合計</b>	<b>384人</b>	<b>9台</b>	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値  
 ※2 民間企業に勤務する就労者は、通勤に使用する自家用車等により避難経由所（松前公園）に移動  
 ※3 想定必要バス数は、瀬戸地域で必要となるバス数を合算

- 全面緊急事態発生時には、自家用車で避難できない住民、観光施設から避難する一時滞在者のために、伊方町が保有する車両のほか、愛媛県と愛媛県バス協会の協定及び覚書に基づき、バス協会が配備する車両により、必要車両台数を確保。

<瀬戸地域内の輸送能力>

		確保車両台数	備考
		バス	
(A) 必要車両台数		9台	
(B) 確保車両台数		計9台以上	
確保先	愛媛県のPAZ・UPZ内市町のバス会社	7台以上	愛媛県のPAZ・UPZ内市町のバス会社が保有する車両総数267台
	伊方町	2台程度	伊方町が保有する車両4台(合計70人)の車両を使用

※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じて支援を実施

## (ケ-2) <sup>みさき</sup>三崎地域において全面緊急事態で必要となる輸送能力

- 全面緊急事態で<sup>みさき</sup>三崎地域における、一時集結所(<sup>みさき</sup>三崎総合体育館)までの移動に必要な輸送能力は、自家用車で避難できない住民、観光施設から避難する一時滞在者、合計約700人分:バス16台。
- 各事業所の従業員の避難方法については各事業所単位で周知(施設敷地緊急事態で、自家用車により帰宅又は一時集結所(<sup>みさき</sup>三崎総合体育館)に移動)。

### <<sup>みさき</sup>三崎地域内で必要となる輸送能力>

	想定対象人数 <sup>※1</sup>	想定必要バス数	備考
自家用車で避難ができない住民	589人	13台	各集会所から一時集結所まで乗車 1台当り46人程度の乗車を想定 【資料P57】
観光施設から避難する一時滞在者	112人	3台	バス1台当り46人程度の乗車を想定 1日あたりの観光施設の入場見込み人 数1,116人程度のうち、約9割が自家用車 や観光バスで来場する想定で、その1割 を想定対象人数として算入。【資料P81】
<b>合計</b>	<b>701人</b>	<b>16台</b>	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 民間企業に勤務する就労者は、通勤に使用する自家用車等により一時集結所(<sup>みさき</sup>三崎総合体育館)に移動

※3 想定必要バス数は、<sup>みさき</sup>三崎地域で必要となるバス数を合算

- 全面緊急事態発生時に海路避難を行う場合には、三崎支所の保有車両を用いてピストン輸送することにより、一時集結所(三崎総合体育館)までの移動に必要な輸送能力を確保。
- 三崎港から大分県内の港湾に移動※1後は、大分県が手配する車両により必要車両台数を確保。
- 大分県への避難が困難で、三崎港から愛媛県内の港湾に移動した場合は、愛媛県が手配する車両により必要車両台数を確保。

## <三崎地域内の輸送能力>

		確保車両台数	備考
		バス	
(A)必要車両台数		16台	
(B)確保車両台数		計16台以上	
確保先	伊方町(三崎支所等)	3台程度	・伊方町が三崎支所等に配備している車両7台(合計116人)の車両を使用 ・ピストン輸送を想定

※1 三崎港からは、愛媛県と愛媛県旅客船協会との協定及び覚書に基づき、愛媛県旅客船協会傘下の船舶(30社、78隻 平成28年7月1日時点)等で海路避難を実施

※2 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じて支援を実施

# (ケース2及び3) 海路避難における大分県の避難先

- ▶ 大分県では、施設敷地緊急事態で災害警戒本部を設置し、全面緊急事態で災害対策本部を設置。
- ▶ 愛媛県から受入要請がなされた場合、大分県は各市町村・関係機関とともに受入調整を実施。
- ▶ 大分県の受入準備が整った段階で、陸路避難ができなくなった住民は大分県への避難を開始。
- ▶ 大分県では、あらかじめ避難受入市町村の災害状況等に応じた避難ケース例を複数設定し、これらの避難ケース例を踏まえて柔軟に対応。
- ▶ 海路による大分県への避難が困難な場合には、愛媛県手配の船舶により、愛媛県内等への海路避難を実施。

## 避難ケース例1 (移動距離等を考慮したケース)

受入市町村:  
別府市、佐伯市、臼杵市、由布市、日出町

## 避難ケース例2 (県北地域で受入れるケース)

受入市町村:  
中津市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市、姫島村

## 避難ケース例3 (県南沿岸部地域で受入れるケース)

受入市町村:  
大分市、別府市、佐伯市、臼杵市、津久見市、日出町

## 避難ケース例4 (内陸部で受入れるケース)

受入市町村:  
日田市、竹田市、豊後大野市、由布市、九重町、玖珠町



※放射性物質の放出後については、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、陸路避難ができなくなった住民は大分県への避難等を実施。

- 予防避難エリア内住民の大分県への迅速かつ的確な避難の実施のため、同県を含めた関係機関と必要な情報について円滑に共有できるよう大分県にもTV会議システムを配備。
- 愛媛県側での住民避難や大分県側での避難受け入れ準備状況を関係機関で共有できるよう映像伝送システムを配備。

## ＜愛媛県と大分県の情報共有イメージ＞



## 6-3. ケース3（海路避難、空路避難）における対応

### ＜ケース3における基本的な考え方＞

#### 【適用条件】

以下の全ての条件に該当する場合に適用。

- ・放射性物質放出まで時間的猶予がある場合
- ・国道197号が使用不可な場合
- ・港湾が使用可能であり、船舶の利用ができる場合

#### 【避難方法】

- ・船舶による海路避難を実施。
- ・ヘリコプターによる避難が可能な場合は、空路避難を併用。

# (ケース3) 海路避難等を実施する場合

- 放射性物質放出まで時間的猶予があり、国道197号が使用不可であるが、港湾が使用可能であり船舶が利用できる場合は、海路による避難を実施。また、ヘリコプターによる避難が可能な場合には、県等のヘリコプターによる空路避難を併用。
- 各一時集結所から大分県等への海路避難は、愛媛県手配の船舶により実施。
- なお、一時集結所には、放射性物質の放出に備え、四国電力が放射性物質除去フィルター付きクリーンエアドームを配備。



# (ケ-3) 瀬戸地域の学校・保育所の海路避難

- ▶ 瀬戸地域の3つの小中学校の児童等(約90人)は、警戒事態になった場合、避難準備を開始し、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに一時集結所(三崎小中学校体育館又は瀬戸総合体育館)に移動。
- ▶ 瀬戸地域の保育所の児童(約30人)は、警戒事態になった時点で保育を中止し、保護者へ引き渡す。保護者への引き渡しができなかった児童は、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに最寄りの学校に移動のうえ、学校の児童等と一緒に一時集結所(三崎小中学校体育館又は瀬戸総合体育館)に移動。
- ▶ 船舶の準備が整い次第、三崎港又は三机港に移動し、海路及び陸路により避難経路所(松前公園)に移動後、保護者へ引き渡す。

## 学校

学校名	人数		
	児童等	職員	合計
三机(みつくえ)小学校	32人	9人	41人
大久(おおく)小学校	27人	8人	35人
瀬戸(せと)中学校	31人	11人	42人
<b>合計(3施設)</b>	<b>90人</b>	<b>28人</b>	<b>118人</b>

避難準備※1

児童等と職員がともに一時集結所(三崎小中学校体育館又は瀬戸総合体育館)に移動し、船舶の準備が整い次第、三崎港又は三机港から海路及び陸路による避難を開始

**避難経路所(松前公園)**

児童等は、避難経路所で保護者に引き渡し

警戒事態

施設敷地緊急事態

全面緊急事態

## 保育所

保育所名	人数		
	児童	職員	合計
三机(みつくえ)保育所	12人	5人	17人
大久(おおく)保育所	14人	7人	21人
<b>合計(2施設)</b>	<b>26人</b>	<b>12人</b>	<b>38人</b>

避難準備

児童の  
引き渡し

保護者が児童を引き取り・避難準備

引き渡しができなかった児童と職員は、最寄りの学校に移動。

一時集結所(三崎小中学校体育館又は瀬戸総合体育館)に移動し、船舶の準備が整い次第、三崎港又は三机港から海路及び陸路による避難を開始

**避難経路所(松前公園)**

保護者への引き渡しができなかった児童は、避難経路所で保護者に引き渡し

※1 学校に保護者が児童等の迎えに来た場合は、引き渡しを実施

※2 児童等の人数については、平成30年11月1日現在